



- ポジティブ心理学と経営
- 建設業の賃上げについて
- 医療機関と消費税インボイス制度
- アルコールチェック義務化の範囲拡大！必要な対応は？

## ポジティブ心理学と経営

2021年11月22日、遺族と弁護士が記者会見で公表した労災事故認定の事件により衝撃が走りました。大手工作機械メーカー「ソディック」の松本市の営業所で働いていた40代の男性が、4年前、当時7歳だった娘とともに自殺しました。長時間労働が続いたことと、上司からの叱責などが原因のうつ病による労災事故であると労働基準監督署が認定しました。我が国のうつ病患者数は、1996年に43万人だったものが、12年後の2008年には2.4倍の104万人となり、2017年には127万人と増加を続けています。さらに、近年増加が著しい適応障害まで考えると、精神疾患は国民病として存在感を増し、結果として先進国の中で最も高い自殺率となっています。この状況を受けて、国も50人以上の事業場に対して心理的な負担の程度を把握して報告を受けるよう、**ストレスチェック制度を2015年に義務化**しました(49人以下の事業場も努力義務となっています)。また、政治、行政、医療、心理学など、様々な分野から精神疾患への対応が強化されています。

ここでは、心理学に着目してお話します。従来の心理学研究は、ネガティブな心理状態の治療に関心を向け、悪化した心の状態の回復を目的するものが多く存在しました。しかし、“不幸の現象”は必ずしも“幸福の実現”との相関関係を決定づけるものではありません。ネガティブな要素が取り除かれても、“やりがい”といったポジティブな要素につながらないケースがあるからです。

「どんな心理的要素が幸福につながるのか？」に注目し、1998年米国心理学会会長であったペンシルベニア大学心理学部教授のマーティン・E・P・セリグマン博士によって、自身の理論である“学習性無力感”に基づいて、学術分野「ポジティブ心理学」が提唱されました。ポジティブ心理学の定義は、「私たち一人ひとりの人生や、私たちの属する組織や社会のあり方が、本来あるべき正しい方向に向かう状態に注目し、そのような状態を構成する諸要素について科学的に検証・実証を試みる心理学の一領域である」とされています。「楽観主義、感謝、喜び、やすらぎといった感情」「熱中できる何かを保有しているか？」「それらは、人間関係、人生や社会にどう役立つか？目標達成にどう関連しているのか？」など、各要素がどのように幸福に結びつか、また、好循環をもたらすかに注目しています。

ポジティブ心理学は、世界的に様々な分野で導入されています。まず、マイクロソフト社やグーグル社などの先進企業が導入しました。米国防総省でも陸軍兵士に対する教育プログラムとして、ペンシルベニア大学が監修している「グローバルアセスメントツール(GAT)」という測定尺度を用いて、感情面、社会生活面、家庭生活面、精神面、身体面と、あらゆる幸福な状態(ウェルビーイング状態)を管理するシステムを導入しました。ドイツ、韓国もその動きに続いています。また、イギリスやオーストラリアでは教育省主導で小学校から高等学校にかけて「ポジティブ教育(ウェルビーイング教育)」が積極的に実践され、中国教育省でも導入を検討していくという宣言がなされました。フランス法務省でも、ポジティブ心理学を刑務所に活用するユニークな試みが注目を集めています。

ポジティブ心理学のキーポイントである『幸福要素の好循環』に対して大きな影響を与えるのは、社会全体を幸せにし、便益をもたらす『善き仕事』です。「善き仕事」は、①『社会的に意義のある仕事』(高い技術力・生産力・創造力が要求される仕事や倫理観や社会的責任が伴う仕事)と、②『働き手の天職意識』の両立によって、成り立ちます。持続可能な開発目標「SDGs(エスディーゼーズ)」が叫ばれていますが、功利主義から善き仕事・善き組織を作り直すことにより、私たち組織のリーダーは社会貢献でき、また、それが結果として、精神疾患や自殺の減少に結びつく一助になるのではないのでしょうか。

成迫 升敏



# 建設業の賃上げについて



最近、建設業の顧問先を中心に「賃上げをどうしたら良いか」と相談をいただくことが増えました。在籍している従業員への給与が「世間相場より低いことで離職するのではないかと不安を口にされる経営者もいらっしゃいます。国の賃上げ目標や、同業他社の賃上げが影響しているようです。若年労働者や現場代理人不足のなか、人材確保・定着が重要課題になっていますが、給与面は経営に直接影響する部分でもあり悩みどころです。

今回は建設業の賃上げについて税制ほか、取り巻く状況をお伝えします。

## 1. 県内給与額平均と労務単価

長野県内の令和3年度現金給与平均月額を見ますと、**建設業は430,760円で情報通信業の534,450円に次いで2番目**になっています。製造業や卸売業、医療福祉と比べて高水準な業種であることが分かります。※「統計ステーションながの」事業所規模30人以上

また建設業に特化してみますと、**長野県の設計労務単価（普通作業員）**は令和4年度20,400円、令和3年度19,800円、令和2年度19,700円、令和元年度19,400円ですので、**着実に増えている**ことが分かります。**直近では3%超の増加率**になっており、**業界全体の賃上げが反映**されています。

## 2. 令和4年度税制改正

賃上げは国が推奨しており、それに伴った税制優遇があります。これまでも従業員の給与引き上げについて「所得拡大税制」という制度がありました。**令和4年税制改正により令和4年4月1日以降に開始する事業年度については「賃上げ促進税制」という制度に変わり、賃上げの優遇効果が大きくなっています。**中小企業では、給与や賞与などの増加額に対して最大で25%の税額控除だったものが、「賃上げ促進税制」により**最大で40%の税額控除が可能になりました。**中小企業の要件と控除率は次の通りです。

必要要件	雇用者全体の給与等支給額が前年度比1.5%以上増加	15%控除	最大 40%控除
上乗せ要件	雇用者全体の給与等支給額が前年度比2.5%以上増加 教育訓練費や研修費が前年度比で10%以上増加	15%控除上乗せ 10%控除上乗せ	

## 3. 公共工事入札の総合評価加点

また、令和3年12月に国土交通省から「**賃上げを表明した企業に対して総合評価落札方式で加点をする**」と発表がありました。**令和4年4月1日以降契約分から適用**になっています。**中小企業では1.5%以上の賃上げを表明した場合に、加算点合計の5%以上の点数が上乗せ**になります。

【施工能力評価型Ⅱ型の例（従来の加算点40点）】

加算点の合計の5%以上にするには、**賃上げ加算点を3点以上に設定する必要があります。**

⇒ 3点だと  $3 \text{点} / (40 \text{点} + 3 \text{点}) = 6.98\%$  で5%以上となり、

⇒ 2点だと  $2 \text{点} / (40 \text{点} + 2 \text{点}) = 4.76\%$  で5%未満となります。 ※国土交通省概要資料より

入札についての総合評価点賃上げ加算は令和4年4月現在、国土交通省や林野庁など国の機関の発注工事のみ対応です。他方、県発注の工事についても総合評価加点を検討する県が出てきています。今後長野県も賃上げによる総合評価加点になる可能性があります。

## 4. まとめ

どの業界も人材不足ですが、建設業は顕著に感じます。工事を請けようにも手が足りない、外注もいない、人さえ居ればという話をよく聞きます。人材の確保、今いる従業員の定着に賃上げはひとつの方法となります。建設業についての賃上げは既に動き始めているように見えます。税制での優遇拡充、入札での追加加点も期待出来ますので、一度検討してみたいはいかがでしょうか。

とは言え、手元資金不足の中で防衛的な賃上げをするかは検討が必要になります。給与の見直しについては担当者までご相談ください。

# 医療機関と消費税インボイス制度



消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入が令和5年10月より導入されますが、医療機関が発行する領収書や請求書についてインボイス制度に対応させるべきかを考えたいと思います。インボイス制度を理解するために以下の①～③をご確認ください。

- ① 消費税を納税する事業者は原則「売上先から受け取った消費税額」から「仕入先に支払った消費税額」を差し引いて消費税額を計算します、この差し引くものを「仕入税額控除」と呼びます。
- ② 令和5年10月より「仕入税額控除」を受けるためには支払った経費の証明として登録番号等が記載された領収書や請求書などの「インボイス」（適格請求書）という書類が必要となります。
- ③ インボイスを発行する事業者となるためには税務署に「適格請求書発行事業者」としての登録が必要です、この登録は消費税課税事業者であることが条件となっています。  
※①②は消費税本則課税の事業者が対象となります。

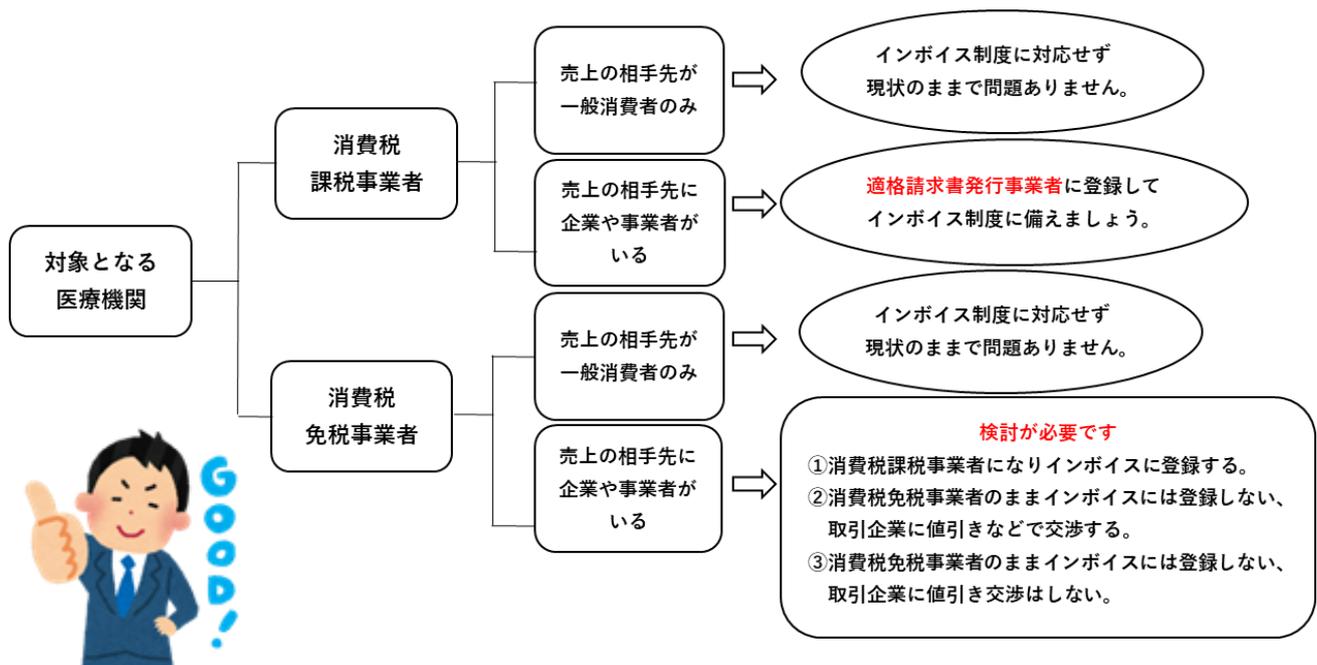
## 医療機関が消費税課税事業者の場合

上記③にあるように、医療機関が消費税課税事業者であれば税務署に登録することで、インボイスを発行する準備は完了となります。登録手続き自体はシンプルな届出のため登録してインボイスの発行に備えてはいかがでしょうか。

## 医療機関が消費税免税事業者の場合

売上の相手先が一般消費者である患者さんの場合は、患者さん自身が消費税の申告を行わないため医療機関がインボイス制度に対応していなくても問題はありません。

一方で、売上の相手先が企業や事業者で、①のように消費税を納めている場合には、インボイスに対応していない医療機関に支払った経費は、②に当てはまらないため消費税の納税の際に不利となります。企業から社員の健康診断や予防接種などを請け負っている場合にはインボイス対応を求められる可能性があります。しかし、インボイスに登録するためには、③のように自ら消費税課税事業者となり、通常であれば納付しなくても良い消費税を納付する必要があります。消費税の負担を避けてインボイスに登録しない場合は企業からの依頼を断られる可能性もあるため、インボイスへの登録の検討が必要となります。インボイスに登録しない場合は相手先企業の消費税額が増加するため、その企業に対して消費税相当分を値引きするなどの交渉をして、業務を継続してもらう交渉も一考です。



金沢 佳光

# アルコールチェック義務化の範囲拡大！ 必要な対応は？

令和4年4月1日より道路交通法施行規則が改正され、**酒気帯びの有無を確認するアルコールチェックの義務化の対象範囲が拡大**されましたが、「義務化って何をすればいいの？」と戸惑われている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。今回はこのアルコールチェックの義務化の内容をお伝えします。

## ◆改正の背景は？

改正のきっかけは、令和3年6月に千葉県八街市で起こった飲酒運転による事故で、トラックが児童5人を死傷させたものです。その背景として、当時、このトラックはいわゆる緑ナンバー（営業車）ではなく白ナンバーで、運転前のアルコールチェックが未実施だったという事情があります。これを受け、今後このような事故を防ぐため、**これまで対象外となっていた白ナンバーのアルコールチェックも義務化される**ことになりました。

## ◆対象となる事業所は？

今回の改正によりアルコールチェック義務化の対象となるのは、下記のいずれかに該当する企業です。

### ① 自家用自動車5台以上

※自動二輪車は1台を0.5台として計算（50cc以下の原付は対象外）

### ② 乗車定員11人以上の自家用自動車の場合は1台以上

それぞれ1事業所あたりの台数で考え、会社であれば支店や営業所ごとに数えることとなります。また、法人所有の車両だけでなく、**従業員の車両を借り上げて業務に使用している場合も、月の半分以上使用していれば対象**となります。該当する場合は、**安全運転管理者**を選任し、自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出る必要があります。

## ◆こんな対応が必要です！

右の図のように、**アルコールチェックの義務化は令和4年4月及び10月の2段階で実施**されます。4月時点では、まだアルコール検知器を使用する必要はありませんが、酒気帯びの状態を目視等で確認し、記録を作成することが必要となります。**10月1日からはアルコール検知器を使ったチェック義務が発生**し、またアルコール検知器は国家公安委員会が定めた機能の付いたものを使用し、常時使える状態にしておく必要があります。

## ◆罰則はあるの？

アルコールチェックを怠ると安全運転管理者の業務違反となり、公安委員会によって安全運転管理者を解任される可能性があります。直接的な罰則はありません。しかし、もしも運転者が飲酒運転を行った場合には、道路交通法の「酒気帯び運転等の禁止違反」として、**運転者だけでなく企業の代表者や企業内の責任者も5年以下の懲役または100万円以下の罰金が科される**など、刑事責任が発生する恐れがあります。また業務中の事故であれば、事故を起こした本人だけではなく企業にも民事責任が生じ、損害賠償請求される可能性もあります。さらに昨今無視できないのは、ソーシャルメディアなどによって会社の信用に影響がでることです。近年、**インターネットによる信用被害によって企業に重大な損失が生じるケースが相次いでおり**、千葉県八街市の事故の場合もいわゆる「炎上」の騒ぎになったようです。一度飲酒運転の事故が起これば企業のイメージの悪化は避けられず、経営上の大きなリスクとなりえるでしょう。

アルコール検知器の使用は10月まで必須ではありませんが、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう状況下で、酒気帯びの確認を行うために他人に近づいたり、他人の呼気を直接確認することは難しいことも予測されます。対象となる事業所は、早めに導入を検討されてはいかがでしょうか。

川端 有希

## 義務化の時期と内容

4月	<ul style="list-style-type: none"><li>① 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること</li><li>② 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること</li><li>③ 酒気帯び確認の記録事項<ul style="list-style-type: none"><li>a 確認者名</li><li>b 運転者名</li><li>c 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等</li><li>d 確認の日時</li><li>e 確認の方法<ul style="list-style-type: none"><li>(1) アルコール検知器の使用の有無※</li><li>(2) 対面でない場合は具体的方法</li></ul></li><li>f 酒気帯びの有無</li><li>g 指示事項</li><li>h その他必要な事項</li></ul></li></ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"><li>① 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと</li><li>② アルコール検知器を常時有効に保持すること</li></ul>

